

# ロータリーアマチュア無線国際組織会則

フェロシップ組織（以下「組織」という）

2022年6月6日にヒューストン及びZoomで開催された年次総会（AGM）において修正

## 組織の目的

当組織の目的は、有資格アマチュア無線家あるいは短波リスナーとしてアマチュア無線に関心を持ち、世界中の会員との理解、知己、親睦を深めることを目的とする会員間の意見交換の場を提供することである。

## 会員資格

会員は、ロータリアン、ローターアクター、引退したロータリアン、または会員の配偶者で、居住する国で発行された免許を保持しているか、短波ラジオに真に関心を持っている人でなければならない。

## 役員

会長、幹事、会計、各地域副会長、雑誌編集者

## 役員を選任

新役員は、現職の役員によって提案され、可能であればロータリー国際大会の時に開催される年次総会において承認を受ける。

役員は、3年を任期として任命されるものとする。

## 会費

会費は役員によって提言され年次総会において承認された額とし会計係が徴収する。また取り決めにより、地域ごとに徴収し会計係に納入することができる。会計係は名簿及びコミュニケーター誌の配布費用を現地会員が負担する場合、国際購読料の減額に同意することができる。会員が5年間会費を納入しない場合、その会員は会員名簿から削除されるものとする。

## 年次報告書

会長および幹事は年次総会での審議のために当組織に関する報告書を会員に提出するものとする。会計は当組織の財務に関する報告書を提出するものとする。

## 活動

役員および地域副会長は、定期的な国際的・地域的無線スケジュールを会員のために適宜編成する責任を負う。また、会員名簿とニュースレターの定期的な発行の手配をする。会員向けの情報は、可能な限り当組織の国際的ウェブサイト上で提供されるものとする。

## 投票及び改訂

本会則の改訂は正会員であれば誰でも提案することができ、役員による検討の後、次の年次総会において会員に提案されるものとする。年次総会における動議への投票の際には、出席者の過半数の賛成票を必要とするものとする。

## 細則

### 地域副会長

- a) 副会長を以下の **7つの地域** にそれぞれ置くことが出来る
  - i. **ANZO** - オーストラリア、ニュージーランド、どの地域に含まれないその他の地域
  - ii. **ASIA** - アジア大陸
  - iii. **CEEMA** - ヨーロッパ大陸、アフリカ大陸
  - iv. **RIBI** - 英国およびアイルランド (GBI)
  - v. **SACAMA** - 南米大陸 (ガイアナ、スリナム、仏領ギアナを除く)、中米、メキシコ、カリブ海のスペイン語圏の島国 (プエルトリコを除く)
  - vi. **USCB (East)** - バミューダ、プエルトリコを含む北米大陸東側
  - vii. **USCB (West)** - West side of the Continent of North America 北米大陸西側
- b) 副会長は年次総会の決議により各地域に任命される。また欠員が生じた場合には、会則に従い会長が副会長を務める意思を持つ会員を任命することができる。
- c) 副会長は以下の責任を負う
  - i. 地域内での会員増強の推進

- ii. ニュースレターやその他の地域出版物への投稿の促進
- iii. 重要な変更の会員への通知 例：サイレントキーの死亡記事、受賞者の通知
- iv. 毎ロータリー年度に少なくとも 1 回の地域総会の開催
- v. 当組織の目的を遂行するための Nets(オンエア交流会)の普及、その他の取り組みの確立
- vi. 会長がその職責を果たすための支援
- vii. 貢献を希望する地域会員への役割の委任

### 年次総会、会長の委任、年次総会間における会長および役員の特権委任

- a) 幹事は当組織の年次総会を可能な限りロータリー国際大会の時期と場所に合わせ開催することを 30 日前に通告しなければならない。ロータリー国際大会がいかなる場所でも開催できない場合、幹事はテレコンファレンスなど代替りの会合方法について 30 日前に通知するものとする。いかなる場合においても、幹事は会員がテレコンファレンスによって年次総会に出席できるように手配するものとする。
- b) 以下の条件のもと、会長はいかなる地域においても技術またはサービスへの取り組みに関する支出を承認する財務的特権を委任される。
  - i. 取り組みが非経常的で会員全般に有益でありどの会員も楽しむことができること
  - ii. いかなる単独または複数の活動の組み合わせも支出が当組織の 1 ロータリー年度の資金総額の 10 パーセントを超えないこと。
  - iii. IFROAR のいかなるメンバーも、本委任の下で承認された取り組みへの資金から直接的または間接的に金銭的利益を受け取らないこと。
  - iv. 検討中のすべての取り組みは本委任が行使される前に当組織のニュースレターで会員に開示されること。
- c) 会長が任期を全うできない場合、次の年次総会で会長選挙が行われるまで直前会長が会長となるものとする。直前会長が務めを果たせない場合、幹事は副会長に協議を要請し、副会長の中から 1 名を会長選挙が行われる次の年次総会まで会長として任命するものとする。
- d) 幹事または会計が空席となった場合、会長は会則に従いその職務を務める意思のある適任者を会員の中から任命しなければならない。

### 重要情報の管理

- a) 銀行取引

- i. 会長と会計は当組織の資金を預けるために適切な銀行を利用することを保証する。またその口座は当組織の名義で保有されるものとする。
- ii. 銀行との通信方法およびその操作については、現在その責任を負っている会員が必要なアクセスコードとともに書面で完全に説明するものとする。バックアップコピーは幹事が厳重に保管し、副会長の過半数の支持を得て復旧のために会長と会計にのみ開示されるものとする。
- iii. 当組織の銀行口座から資金を支出する際には2名の署名（うち1名は会計または会長）を必要とする。第3の署名者は現行の銀行規則に基づき会長が指名するものとする。
- iv. Paypal または類似のオンラインバンキングもしくは決済サービスを使用する場合、会計はその残高が常に1,500ドル未満であることを確認すること。このようなサービスから受け取った資金は、できるだけ早く当組織の銀行口座に移動させること。

#### b) 知的財産の保全

- i. 当組織の目的を達成するために使用される当組織のウェブサイト、ドメインアカウント、その他インターネット上のサービスとの通信方法およびその操作については、現在それらに責任を負う会員またはサービス提供者が必要なアクセスコードとともに書面で十分に説明する。バックアップコピーは幹事が厳重に保管し、副会長の過半数の支持を得て復旧のために会長にのみ開示するものとする。

#### c) 年次会計の確認

- i. 会計担当者は5月中に会長によって指名された副会長に「財務実績報告書」及び「財務状況報告書」を提出し、その副会長は会計を確認するものとする。すべての収入と支出の詳細は確認者が合理的に要求するその他の情報とともに提供されなければならない。確認済み会計と確認者の意見は年次総会で提示され、会員の承認を得るものとする。

#### d) 通則

- i. ロータリー国際大会への出席。当組織は友愛の家（または同等の場所）に展示し、大会コミュニケーション計画の一環として可能な限り特別イベントのHF局（遠隔操作など）およびVHF/UHF デジタルモードのホットスポットの運営を手配するよう最善の努力を払うべきである。当組織は国際大会に参加するために必要なすべての現実的および合理的な費用を負担する。会員が大会に出席または参加するために発生する費用は除く。

#### 使用上の注意

この会則における条項の引用は次のとおりとする。「条項」、「条項 サブセクション」、「条項サブ・サブセクション」

例：会長の委任は、年次総会、会長の委任、年次総会間における会長および役員の権限委任：(b),(i - iv) と挙げられている。